

中央社会保険医療協議会 総会（第647回） 議事次第

保険局医療課企画法令係
(代表) 03-5253-1111 (内線) 3141

令和8年2月13日(金) 10:10～

議題

1. 答申について
2. 再生医療等製品の保険適用について
3. D P Cにおける高額な新規の医薬品等への対応について
4. 薬価基準から削除する項目について

資料

- [PDF 議事次第 \[PDF形式: 63KB\]](#)
- [PDF 総-1 個別改定項目について \[PDF形式: 4.8MB\]](#)
- [PDF 総-2 答申書 \[PDF形式: 230KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 1-1 医科診療報酬点数表 \[PDF形式: 8.3MB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 1-2 歯科診療報酬点数表 \[PDF形式: 2.6MB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 1-3 調剤報酬点数表 \[PDF形式: 520KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 2 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 \[PDF形式: 587KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 3 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法 \[PDF形式: 824KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 4 保険医療機関及び保険医療養担当規則 \[PDF形式: 255KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 5 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準 \[PDF形式: 198KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 6 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 \[PDF形式: 223KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 7 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 \[PDF形式: 168KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 8 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法 \[PDF形式: 139KB\]](#)
- [PDF 総-2 別紙 9 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準 \[PDF形式: 140KB\]](#)
- [PDF 総-3-1 薬価算定の基準について\(案\) \[PDF形式: 704KB\]](#)
- [PDF 総-3-2 医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて\(案\) \[PDF形式: 381KB\]](#)
- [PDF 総-4-1 特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について\(案\) \[PDF形式: 386KB\]](#)
- [PDF 総-4-2 医療機器の保険適用等に関する取扱いについて\(案\) \[PDF形式: 609KB\]](#)
- [PDF 総-4-3 体外診断用医薬品の保険適用に関する取扱いについて\(案\) \[PDF形式: 292KB\]](#)
- [PDF 総-4-4 ポジトロン断層撮影等の保険適用等に関する取扱いについて\(案\) \[PDF形式: 252KB\]](#)
- [PDF 総-5 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の費用対効果評価に関する取扱いについて\(案\) \[PDF形式: 207KB\]](#)
- [PDF 総-6 再生医療等製品の保険適用について \[PDF形式: 333KB\]](#)
- [PDF 総-6 参考 \[PDF形式: 296KB\]](#)
- [PDF 総-7 D P Cにおける高額な新規の医薬品等への対応について \[PDF形式: 154KB\]](#)
- [PDF 総-7 参考 \[PDF形式: 103KB\]](#)
- [PDF 総-8 薬価基準から削除する品目及び経過措置期間を延長する品目について \[PDF形式: 560KB\]](#)
- [PDF 総-8 参考 \[PDF形式: 273KB\]](#)

中医協のYoutube配信の際の注意事項

この動画中継(映像及び音声)は、中央社会保険医療協議会(以下、「協議会」という。)の公式記録ではありません。協議会の公式記録(議事録)は、厚生労働省ホームページ内において掲載されます。

URL: <https://youtube.com/live/vudPklwSvRg?feature=share>

協議会中継の著作権は厚生労働省に属します。なお、配信している画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することを禁止します。また、著作権法で許された範囲を超えた複製を固く禁止します。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外

個別改定項目について

I 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進

I-1	医療機関等が直面する人件費や、医療材料費、食材料費、光熱水費及び委託費等といった物件費の高騰を踏まえた対応	2
①	物件費の高騰を踏まえた対応	2
②	入院時の食費及び光熱水費の基準の見直し	14
③	入院時の食事療養に係る見直し	16
I-2	賃上げや業務効率化・負担軽減等の業務改善による医療従事者の人材確保に向けた取組	
I-2-1	医療従事者の処遇改善	18
①	賃上げに向けた評価の見直し	18
②	夜勤を含む負担の軽減及び処遇改善に資する計画の明確化	44
I-2-2	業務の効率化に資する ICT、AI、IoT 等の利活用の推進	46
①	ICT 等の活用による看護業務効率化の推進	46
②	医師事務作業補助体制加算の見直し	52
③	医療機関等における事務等の簡素化・効率化	58
④	様式 9 の見直し	63
I-2-3	タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療の推進	65
①	多職種が専門性を発揮して 病棟において協働する体制に係る評価の新設	65
I-2-4	医師の働き方改革の推進／診療科偏在対策	67
①	医師の働き方改革及び診療科偏在対策の推進	67
②	処置及び手術の休日・時間外・深夜加算 1 の見直し	76
I-2-5	診療報酬上求める基準の柔軟化	79
①	やむを得ない事情における施設基準等に関する取扱いの見直し	79
②	感染対策向上加算等における専従要件の見直し	82
③	常勤職員の常勤要件に係る勤務時間数の見直し	88
④	質の高い摂食嚥下機能回復に係る取組の推進	92

口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進	690
① 障害者歯科治療における歯科医学的管理の新たな評価	690
② 歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の要件並びに評価の見直し	692
③ 有床義歯管理の評価体系の見直し	693
④ 継続的・効果的な歯周病治療の推進	695
⑤ 小児の咬合機能獲得に向けた対応の充実	696
⑥ 歯科矯正に係る患者の対象等の見直し	699
⑦ 周術期及び回復期等の口腔機能管理の推進	703
⑧ 歯科衛生士による口腔機能に関する実地指導の推進	706
⑨ 歯科医師と歯科技工士の連携の推進	708
⑩ 歯科治療のデジタル化等の推進	716
⑪ 有床義歯の新たな製法に係る評価の新設	723
⑫ 歯科診療の実態に応じた評価の見直し・明確化	724
⑬ 歯科固有の技術の評価の見直し	737
Ⅲ－８ 地域の医薬品供給拠点としての薬局に求められる機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対人業務の充実化	742
① 調剤基本料の見直し	742
② 特別調剤基本料Aの見直し	751
③ 地域支援体制加算の見直し	754
④ 調剤管理料の見直し	757
⑤ 重複投薬・相互作用等防止加算等の見直し	759
⑥ かかりつけ薬剤師の推進	763
⑦ 吸入薬管理指導加算の見直し	764
⑧ 服用薬剤調整支援料の見直し	765
⑨ 調剤報酬体系の簡素化に向けた見直し	767
Ⅲ－９ イノベーションの適切な評価や医薬品の安定供給の確保等	

IV 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

IV－１ 後発医薬品・バイオ後続品の使用促進	776
------------------------	-----

① 賃上げに向けた評価の見直し

第1 基本的な考え方

看護職員、病院薬剤師その他医療関係職種の実質的な賃上げを更に推進するとともに、令和6年度診療報酬改定で入院基本料や初・再診料により賃上げ原資が配分された職種についても他の職種と同様に賃上げ措置の実効性が確保される仕組みを構築する観点から、賃上げに係る評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 入院医療、外来医療及び在宅医療等の医療提供体制を支える、保険医療機関に勤務する幅広い職員の人材確保及び実質的な賃上げを実施する観点から、賃上げの対象となる職員に係る要件及び評価を見直す。
2. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）並びに歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、継続的に賃上げを実施している保険医療機関とそれ以外の保険医療機関において異なる評価を行う。
また、令和8年度及び令和9年度において段階的な評価とする。

改 定 案	現 行
【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】 1 初診時 <u>17点</u> 2 再診時等 <u>4点</u> 3 訪問診療時 イ 同一建物居住者等以外の場合 <u>79点</u> ロ イ以外の場合 <u>19点</u> [算定要件] 注1 1については、 <u>当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療</u>	【外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）】 1 初診時 <u>6点</u> 2 再診時等 <u>2点</u> 3 訪問診療時 イ 同一建物居住者等以外の場合 <u>28点</u> ロ イ以外の場合 <u>7点</u> [算定要件] 注1 1については、 <u>主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下この節において同じ。）の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している</u>

<p>思春期精神科入院医療管理料) 97点</p> <p>レ 回復期リハビリテーション病棟入院料 76点</p> <p>ソ 地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料（注7に規定する場合） 69点</p> <p>ツ 緩和ケア病棟入院料 99点</p> <p>ネ 精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料 42点</p> <p>ナ 精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料 35点</p> <p>ラ 短期滞在手術等基本料3 189点</p> <p>[施設基準]</p> <p>第四の三 医科点数表第1章第2部入院料等通則第10号及び歯科点数表第1章第2部入院料等通則第9号に掲げる厚生労働大臣が定める基準</p> <p>以下のいずれかに該当する保険医療機関であること。</p> <p>一 令和8年3月31日時点において、入院ベースアップ評価料の届出を行っていること。</p> <p>二 令和6年3月と比較して、継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。</p> <p>三 令和8年6月1日以降に新規開設した保険医療機関であること。</p>	<p>[施設基準]</p> <p>(新設)</p>
--	---------------------------

6. 歯科診療報酬において、歯科技工所の歯科技工士の確実な賃上げを図る観点から、歯科技工所ベースアップ支援料を新設する。
また、令和8年度及び令和9年度において段階的な評価とする。

(新) 歯科技工所ベースアップ支援料（1装置につき） 15点

[算定要件]

- (1) 歯科技工所に従事する歯科技工士の賃金の改善を図る体制につき、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、補綴物等の製作等の委託を行った場合に、所定点数を算定する。
- (2) 令和9年6月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定する。

[施設基準]

- (1) 歯科技工士が所属する歯科技工所に補綴物等の製作等の委託を行っている保険医療機関であること。
- (2) 歯科技工所に勤務する歯科技工士の賃金の改善について十分に支援していること。

7. 調剤報酬において、薬局の薬剤師及び事務職員等の確実な賃上げを図る観点から、調剤ベースアップ評価料を新設する。
また、令和8年度及び令和9年度において段階的な評価とする。

(新) 調剤ベースアップ評価料（処方箋の受付1回につき） 4点

[算定要件]

- (1) 当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付1回につき、所定点数を算定する。
- (2) 令和9年6月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定する。

[施設基準]

- (1) 当該保険薬局に勤務する職員（以下この号において「対象職員」という。）がいること。
- (2) 対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されていること。

8. 訪問看護ステーションに勤務する幅広い職員の人材確保及び確実な賃上げを実施する観点から、訪問看護ベースアップ評価料について、評価を見直す。
また、令和8年度及び令和9年度において段階的な評価とする。

【Ⅲ－７ 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－⑨】

⑨ 歯科医師と歯科技工士の連携の推進

第1 基本的な考え方

歯科医師と歯科技工士の連携を更に推進する観点から、歯科技工士連携加算の評価の範囲や施設基準を見直すとともに、補綴物が円滑に製作・委託できるよう、歯冠修復及び欠損補綴の評価や取扱いを見直し、明確化する。

第2 具体的な内容

1. 歯科技工士連携加算の評価の範囲や施設基準を見直す。

改定案	現行
<p>【補綴時診断料】 [算定要件] 注1・2 (略)</p> <p>3 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジブリッジ、区分番号M017-3に掲げるチタンブリッジ又は区分番号M018-2に掲げる3次元プリント有床義歯を製作することを目的として、歯科医師が歯科技工士に対面で意見を求め、その内容を踏まえて、補綴時診断を行った場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の新たな欠損補綴について説明を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。</p> <p>4 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して</p>	<p>【補綴時診断料】 [算定要件] 注1・2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジブリッジ、区分番号M017-3に掲げるチタンブリッジ又は区分番号M018-2に掲げる3次元プリント有床義歯を製作することを目的として、歯科医師が歯科技工士に情報通信機器を用いて意見を求め、その内容を踏まえて、補綴時診断を行った場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の新たな欠損補綴について説明を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

5 注3及び注4に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

6 注3及び注4に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

7・8 (略)

【印象採得】

[算定要件]

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前歯部の歯冠補綴物又はブリッジを製作することを目的として、前歯部の印象採得を行う

(新設)

(新設)

3・4 (略)

【印象採得】

[算定要件]

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装

に当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

- 2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前歯部の歯冠補綴物又はブリッジを製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

(削除)

チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

- 2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

- 3 注1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注2に規定する加算並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科

3 注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号M000に掲げる補綴時診断料の注3及び注4並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

(削除)

4 注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

【光学印象】

[算定要件]

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で口腔内の確認等を行

技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

(新設)

4 注2に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注1に規定する加算並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

(新設)

【光学印象】

[算定要件]

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で口腔内の確認等を行い、当該修復物の製作に活用した場合には、光学印象

い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、60点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレーを製作することを目的として、光学印象を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて口腔内の確認等を行い、当該修復物又は補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の修復物又は補綴物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

5 注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

【咬合採得】

[算定要件]

注1・2 (略)

(削除)

歯科技工士連携加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の修復物の製作を目的とした光学印象を行った場合であっても、光学印象歯科技工士連携加算は1回として算定する。

(新設)

(新設)

【咬合採得】

[算定要件]

注1・2 (略)

3 注1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注2に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適

3 注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、同日に行った場合を除き、別に算定する。

(削除)

4 注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。

【仮床試適】

[算定要件]

注1・2 (略)

(削除)

の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

(新設)

4 注2に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注1に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

(新設)

【仮床試適】

[算定要件]

注1・2 (略)

3 注1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注2に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

<p><u>3 注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、同一の補綴物の製作に当たって、区分番号M006に掲げる咬合採得の注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、同日に行った場合を除き、別に算定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>4 注1並びに注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は、1装置につき、いずれか1つのみ算定する。</u></p> <p>[施設基準]</p> <p><u>三の二 補綴時診断料、印象採得、光学印象、咬合採得及び仮床試適の歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2の施設基準</u></p> <p>(1) 歯科技工士連携加算1の施設基準</p> <p>イ 歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携体制が確保されていること。</p> <p>ロ 歯科技工士の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。</p> <p>ハ イの連携体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示して</p>	<p>(新設)</p> <p><u>4 注2に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注1に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注1及び注2並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>[施設基準]</p> <p><u>二の二 印象採得、咬合採得及び仮床試適の歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2の施設基準</u></p> <p>(1) 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算の施設基準</p> <p>歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携が確保されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p><u>いること。</u></p> <p><u>ニ ハの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</u></p> <p>(2) 歯科技工士連携加算2の施設基準</p> <p>イ <u>(1)のイからニまでの全てを満たしていること。</u></p> <p>ロ 情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 歯科技工士連携加算2の施設基準</p> <p>イ <u>歯科技工士を配置していること又は他の歯科技工所との連携が確保されていること。</u></p> <p>ロ 情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p>
--	---

2. 補綴物が円滑に製作・委託できるように、歯冠修復及び欠損補綴の通則5について、保険医療機関と歯科技工所の相互の連携に基づき行う旨を明確化する。

改 定 案	現 行
<p>【歯冠修復及び欠損補綴（通則）】</p> <p>[算定留意事項]</p> <p>1～4（略）</p> <p>（削除）</p> <p><u>5～8（略）</u></p> <p><u>9 「通則5」について、保険医療機関においては、その趣旨を踏まえ、歯科技工の委託に当たって、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用の決定については、保険医療機関と歯科技工所の相互の連携に基づき行うこと。</u></p> <p>10～21（略）</p>	<p>【歯冠修復及び欠損補綴（通則）】</p> <p>[算定留意事項]</p> <p>1～4（略）</p> <p><u>5（略）</u></p> <p><u>6～9（略）</u></p> <p>（新設）</p> <p>10～21（略）</p>

【Ⅲ－7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－⑩】

⑩ 歯科治療のデジタル化等の推進

第1 基本的な考え方

昨今における歯科用貴金属材料の価格状況やデジタル技術の普及状況等を踏まえ、患者にとって安心・安全な補綴治療を進めるため、以下の見直しを行う。

第2 具体的な内容

- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの活用が更に進むよう、評価及び大臼歯の咬合支持等の要件を見直すとともに、当該対象患者を含め、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲を見直す。

改定案	現 行
<p>【CAD/CAM冠】 [算定要件] (1) (略) (2) 「1 2以外の場合」は以下のいずれかに該当する場合に算定する。また、口及びハは、その他の歯冠補綴物との選択について、<u>「CAD/CAM冠に関する基本的な考え方」(令和8年3月日本歯科医学会)を参考とすること。</u> イ 前歯又は小臼歯に使用する場合 ロ 大臼歯にCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)又はCAD/CAM冠用材料(V)を使用する場合</p> <p>(削除)</p>	<p>【CAD/CAM冠】 [算定要件] (1) (略) (2) 「1 2以外の場合」は以下のいずれかに該当する場合に算定する。</p> <p>イ 前歯又は小臼歯に使用する場合 ロ <u>第一大臼歯又は第二大臼歯にCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を使用する場合</u> (当該CAD/CAM冠を装着する部位の対側に大臼歯による咬合支持(固定性ブリッジによる咬合支持を含む。以下、大臼歯による咬合支持という。))がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合に限る。) ① 当該CAD/CAM冠を装</p>

<p>(削除)</p> <p>ハ <u>後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に使用する場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定保険医療材料料は別に算定する。なお、<u>(2)のハについて、CAD/CAM冠用材料は永久歯に準じて算定し、(5)及び(6)については、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)1歯分として算定する。</u></p> <p>【CAD/CAMインレー】 CAD/CAMインレー（1歯につき） <u>770点</u> [算定要件] (1)～(2) (略) (3) CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に</p>	<p><u>着する部位と同側に大臼歯による咬合支持があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等</u></p> <p>② <u>当該CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大臼歯による咬合支持がない場合は、当該補綴部位の対合歯が欠損（部分床義歯を装着している場合を含む。）であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持（固定性ブリッジ又は乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を含む。）による咬合支持を含む。）がある場合</u></p> <p>ハ <u>歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の保険医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）</u></p> <p>三 <u>大臼歯にCAD/CAM冠用材料(V)を使用する場合</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定保険医療材料料は別に算定する。なお、(5)及び(6)については、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)1歯分として算定する。</p> <p>【CAD/CAMインレー】 CAD/CAMインレー（1歯につき） <u>750点</u> [算定要件] (1)～(2) (略) (3) CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に</p>
--	---

算定する。また、口及びハは、
その他の歯冠修復物との選択に
ついて、「CAD/CAMイン
レーに関する基本的な考え方」
(令和8年3月日本歯科医学
会)を参考とすること。

- イ 小臼歯に使用する場合
- ロ 大臼歯に使用する場合

ハ 後継永久歯が先天性に欠如し
ている乳歯に使用する場合

- (4) (略)
- (5) 特定保険医療材料料は別に算

算定する。

- イ 小臼歯に使用する場合
- ロ 第一大臼歯又は第二大臼歯に
使用する場合

(当該CAD/CAMインレ
ーを装着する部位の対側に大臼
歯による咬合支持(固定性ブリ
ッジによる咬合支持を含む。以
下、大臼歯による咬合支持とい
う。)がある患者であって、以
下のいずれかに該当する場合に
限る。)

① 当該CAD/CAMインレ
ーを装着する部位と同側に大
臼歯による咬合支持があり、
当該補綴部位に過度な咬合圧
が加わらない場合等

② 当該CAD/CAMインレ
ーを装着する部位の同側に大
臼歯による咬合支持がない場
合は、当該補綴部位の対合歯
が欠損(部分床義歯を装着し
ている場合を含む。)であ
り、当該補綴部位の近心側隣
在歯までの咬合支持(固定性
ブリッジ又は乳歯(後継永久
歯が先天性に欠如している乳
歯を含む。))による咬合支持
を含む。)がある場合

ハ 歯科用金属を原因とする金属
アレルギーを有する患者におい
て、大臼歯に使用する場合(医
科の保険医療機関又は医科歯科
併設の保険医療機関の医師との
連携の上で、診療情報提供(診
療情報提供料の様式に準ずるも
の)に基づく場合に限る。)

- (4) (略)
- (5) 特定保険医療材料料は別に算

<p>定する。<u>なお、(2)のハについて、CAD/CAM冠用材料は永久歯に準じて算定する。</u></p> <p>【クラウン・ブリッジ維持管理料】 [算定要件]</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「2支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」には、M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ及びM017-3に掲げるチタンブリッジが含まれる。</p> <p>(4) 永久歯（ブリッジの支台歯の場合を除く。）に対するM010の2に掲げる4分の3冠（前歯）、M010の3に掲げる5分の4冠（小臼歯）、M010の4に掲げる全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）及びM011に掲げるレジン前装金属冠による歯冠修復のほか、次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。</p> <p>イ 乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く。）に対する歯冠修復</p> <p>ロ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ（(2)のイに規定する場合を含む。）</p> <p>ハ・ニ (略)</p>	<p>定する。</p> <p>【クラウン・ブリッジ維持管理料】 [算定要件]</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「2支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」には、M017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジが含まれる。</p> <p>(4) 永久歯（ブリッジの支台歯の場合を除く。）に対するM010の2に掲げる4分の3冠（前歯）、M010の3に掲げる5分の4冠（小臼歯）、M010の4に掲げる全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）及びM011に掲げるレジン前装金属冠による歯冠修復のほか、次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。</p> <p>イ 乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く。）に対する歯冠修復</p> <p>ロ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM015に掲げる非金属歯冠修復（(6)のイに規定する場合を含む。）、M015-2に掲げるCAD/CAM冠（(2)のイ、ロ及びニ並びに(3)に規定する場合を含む。）及びM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ（(2)のイに規定する場合を含む。）</p> <p>ハ・ニ (略)</p>
--	--

2. 局部義歯に附属されるクラスプやバーについては、製作の実態に即して、原則、歯科用貴金属材料以外の材料を使用する運用に見直す。

改 定 案	現 行
<p>【鑄造鉤】 [算定要件] (削除)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 鑄造鉤を算定する場合の特定保険医療材料は、基本的に鑄造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、14カラット金合金及び金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u></p> <p>【線鉤】 [算定要件]</p> <p><u>(1) 保険医療材料は、別に定める線鉤の使用材料により算定する。</u></p> <p><u>(2) 線鉤を算定する場合の保険医療材料は、基本的に不銹鋼及び特殊鋼を使用することとする。ただし、14カラット金合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u></p> <p>(3) (略) (削除)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>【コンビネーション鉤】 [算定要件]</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 保険医療材料は、別に定めるコンビネーション鉤の使用材料により算定する。</u></p> <p><u>(4) コンビネーション鉤を算定する場合に、鑄造鉤又はレストに用いる保険医療材料は、基本的</u></p>	<p>【鑄造鉤】 [算定要件]</p> <p>(1) 14カラット金合金による鑄造鉤は2歯欠損までの有床義歯の場合に限り算定する。</p> <p>(2) (略) (新設)</p> <p>【線鉤】 [算定要件] (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 14カラット金合金による線鉤は2歯欠損までの有床義歯の場合に限り算定する。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>【コンビネーション鉤】 [算定要件]</p> <p>(1)・(2) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>に鑄造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u></p> <p>【大連結子】 大連結子（1個につき） 1・2（略） 〔算定要件〕 (1) <u>大連結子とは、離れた位置にある義歯床同士若しくは義歯床と間接支台装置を連結する際に用いる鑄造バー又は屈曲バーをいう。</u> (2) <u>「1 鑄造バー」を算定する場合の特定保険医療材料は、基本的に鑄造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u> (3)～(7)（略）</p>	<p>【バー】 バー（1個につき） 1・2（略） 〔算定要件〕 (新設)</p> <p>（新設）</p> <p>(1)～(6)（略）</p>
---	---

3. 光学印象の対象について、CAD/CAM冠に拡充する。

改 定 案	現 行
<p>【光学印象】 〔算定要件〕 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>区分番号MO15-2に掲げるCAD/CAM冠又は区分番号MO15-3に掲げるCAD/CAMインレーを製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。</u></p> <p>2・3（略）</p>	<p>【光学印象】 〔算定要件〕 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>区分番号MO15-3に掲げるCAD/CAMインレーを製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。</u></p> <p>2・3（略）</p>

<p>(3) 光学印象は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、<u>CAD/CAM冠又はCAD/CAMインレー</u>を製作するに当たって、デジタル印象採得装置を用いて、直接法により印象採得及び咬合採得を行った場合に、製作物ごとに算定する。なお、M003に掲げる印象採得、M003-3に掲げる咬合印象及びM006に掲げる咬合採得は別に算定できない。</p>	<p>(3) 光学印象は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、CAD/CAMインレーを製作するに当たって、デジタル印象採得装置を用いて、直接法により印象採得及び咬合採得を行った場合に、製作物ごとに算定する。なお、M003に掲げる印象採得、M003-3に掲げる咬合印象及びM006に掲げる咬合採得は別に算定できない。</p>
---	--

【Ⅲ－７ 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－⑪】

⑪ 有床義歯の新たな製法に係る評価の新設

第1 基本的な考え方

歯科治療のデジタル化を推進する観点から、新規医療機器等として保険適用され、現在準用点数で行われている3次元プリント有床義歯について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

(新) 3次元プリント有床義歯（1顎につき） 4,000点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯の設計・製作に要する歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、有床義歯を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

- (1) 3次元プリント有床義歯とは、コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された有床義歯をいう。
- (2) 本区分を算定する場合は、1顎単位で算定する。
- (3) 3次元プリント有床義歯の製作時に実施した印象採得、咬合採得、仮床試適及び装着等の基本的な技術料は、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (4) 製作後に義歯修理や再製作等を実施する場合は、MO18に掲げる有床義歯の例により算定する。

[施設基準]

- (1) 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該療養を行うにつき十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

【Ⅲ－7 口腔疾患の重症化予防等の生活の質に配慮した歯科医療の推進、口腔機能発達不全及び口腔機能低下への対応の充実、歯科治療のデジタル化の推進－⑬】

⑬ 歯科固有の技術の評価の見直し

第1 基本的な考え方

歯科固有の技術について、以下の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 歯科医療の推進に資する技術について、医療技術評価分科会等における検討結果を踏まえて、評価や運用を見直す。

[診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、学会等から医療技術評価分科会に提案があったものの例]

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料2
- (2) 口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得
- (3) 模型調製における光学印象及びデジタル模型
- (4) 歯科遠隔連携診療
- (5) 厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常に係る適応症の拡大
- (6) 歯科矯正管理料
- (7) 上顎骨悪性腫瘍手術及び下顎骨悪性腫瘍手術における超音波切削機器加算
- (8) Ni-Tiロータリーファイル加算
- (9) 歯科麻酔管理料
- (10) 静脈麻酔
- (11) チタン及びチタン合金によるブリッジ
- (12) 歯科用暫間被覆冠成形品を用いた暫間的ダイレクトボンディングブリッジ
- (13) 床補強のための接着芯
- (14) 後継永久歯の無い乳臼歯へのCAD/CAM冠
- (15) 位相差顕微鏡による歯周病患者画像活用指導
- (16) 口腔粘膜湿潤度検査

※(10) 静脈麻酔については、医科点数表の見直しも踏まえ、歯科点数表において、「歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔」を新設する。

2. 歯冠修復及び欠損補綴等の評価について、歯科技工料調査の結果等を踏まえて、評価や運用を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【光学印象】 光学印象（1歯につき） <u>150点</u></p> <p>【装着】 [算定要件] 注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて<u>55点</u>、<u>55点</u>又は<u>110点</u>を所定点数に加算する。 2～3（略）</p> <p>【有床義歯】 1（略） 2 総義歯（1顎につき） <u>2500点</u></p> <p>【大連結子】 <u>大連結子</u>（1個につき） 1 鋳造バー <u>468点</u> 2（略）</p> <p>【支台築造】 支台築造（1歯につき） 1 間接法 イ（略） ロ ファイバーポストを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>221点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>190点</u> 2（略）</p> <p>【根面被覆】 根面被覆（1歯につき）</p>	<p>【光学印象】 光学印象（1歯につき） <u>100点</u></p> <p>【装着】 [算定要件] 注1 区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠、区分番号M015-3に掲げるCAD/CAMインレー又は区分番号M017-2に掲げる高強度硬質レジブリッジを装着する際に、歯質に対する接着性を向上させることを目的に内面処理を行った場合は、内面処理加算1として、それぞれについて<u>45点</u>、<u>45点</u>又は<u>90点</u>を所定点数に加算する。 2～3（略）</p> <p>【有床義歯】 1（略） 2 総義歯（1顎につき） <u>2,420点</u></p> <p>【バー】 <u>バー</u>（1個につき） 1 鋳造バー <u>458点</u> 2（略）</p> <p>【支台築造】 支台築造（1歯につき） 1 間接法 イ（略） ロ ファイバーポストを用いた場合 (1) 大臼歯 <u>211点</u> (2) 小臼歯及び前歯 <u>180点</u> 2（略）</p> <p>【根面被覆】 根面被覆（1歯につき）</p>

1 根面板によるもの	225 点	1 根面板によるもの	195 点
2 (略)		2 (略)	
【非金属歯冠修復】 非金属歯冠修復 (1 個につき)		【非金属歯冠修復】 非金属歯冠修復 (1 個につき)	
1 レジンインレー		1 レジンインレー	
イ 単純なもの	148 点	イ 単純なもの	128 点
ロ 複雑なもの	200 点	ロ 複雑なもの	180 点
2 (略)		2 (略)	
【高強度硬質レジンブリッジ】 高強度硬質レジンブリッジ (1 装置につき)		【高強度硬質レジンブリッジ】 高強度硬質レジンブリッジ (1 装置につき)	
	3000 点		2800 点
【磁性アタッチメント】 磁性アタッチメント (1 個につき)		【磁性アタッチメント】 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板を用いる場合	580 点	2 キーパー付き根面板を用いる場合	550 点

3. その他、個別の評価について臨床現場の実態等を踏まえつつ、評価や運用を見直す。

改 定 案	現 行
【象牙質レジンコーティング】 [算定要件] 注 区分番号M001の1に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から印象採得までの一連の行為につき1回に限り算定する。	【象牙質レジンコーティング】 [算定要件] 注 区分番号M001の1に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から装着までの一連の行為につき1回に限り算定する。
【加圧根管充填処置】 加圧根管充填処置 (1 歯につき)	【加圧根管充填処置】 加圧根管充填処置 (1 歯につき)
1 単根管	1 単根管
2 2 根管	2 2 根管
3 3 根管以上	3 3 根管以上
150 点	139 点
180 点	168 点
230 点	213 点
【抜歯手術】 抜歯手術 (1 歯につき) [算定要件] 注 1・2 (略)	【抜歯手術】 抜歯手術 (1 歯につき) [算定要件] 注 1・2 (略)